

様式4

南相馬市監査委員公表第8号

平成27年9月29日付け南相馬市監査委員公表第7号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成27年10月19日付け27財第586号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月28日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

様式2

監査結果に係る措置通知書

文化スポーツ課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>南相馬市生涯学習センター条例第8条の規定では、使用者は施設使用料を前納しなければならないことが定められているが、小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の施設使用料においては、徴収漏れがあった。</p> <p>その他、収入事務に関しては、使用許可申請書の記載不備や収入に係る証拠書類の紛失等、全般的に不適切な事務処理が散見された。改めて事務の見直し、内部チェック体制の強化を図りたい。</p>	<p>【各生涯学習センターの対応について】</p> <p>○小高生涯学習センターに於いては、申請受付の取扱いに関する注意喚起を行うと共に、日々申請受付の際の取扱いについて、申請書と納付書・現金等払込書・歳入の予算整理簿と突合せを行い、更には、月ごとに全件チェックを行い、再度未収金を発生させる事が無いよう、充分留意して事務を執行していくこととしました。</p> <p>○鹿島生涯学習センターに於いては、従前どおり日々の確認と、翌月に申請書と納付書・現金等払込書・予算整理簿の確認を行うこととしました。</p> <p>○原町区の各センターに於いては、翌月の初旬に原町生涯学習センターに関係書類を持ち込み、原町生涯学習センターに於いては、申請書と納付書・現金等払込書・予算整理簿を確認することについて、9月の生涯学習センター所長会議に諮り、実施していくこととしました。</p> <p>なお、文化スポーツ課に於いては、平成27年8月25日・26日に、文化スポーツ課長が各生涯学習センターを訪問した際に、所長を含めた職員に対し、監査の指摘事項について説明を行い、注意喚起と今後の取扱いに関する是正について、指導を行いました。</p>